

## 入院基本料の「病棟薬剤業務実施加算」はこれからの 病院薬剤師に明るい展望を示すもの ～積極的に実施する体制をつくり、取り組み強化を訴える～

日本病院薬剤師会  
会長 堀内 龍也

数年来、多くの病院薬剤師が様々な病棟業務に積極的に取り組んできました。その結果が厚労省及び多くの中医協委員から評価され、全国の病院薬剤師及び日本病院薬剤師会が希求していた「病棟薬剤業務実施加算」が2月10日の中医協で承認され、厚生労働大臣に答申されました。これを受けて、3月5日に厚生労働省告示が出され、さらに告示に関する実施上の留意点が記された保険局医療課長通知が出され、4月から実施されます。全病棟に専任薬剤師が配置された場合に1週間に100点を算定することが出来ます。全ての病院が対象ですが、療養病棟と精神科病棟は入院してから4週間のみ算定できることになりました。

多くの病院で薬剤師が意欲的に努力してきた結果が実を結んだものであり、その努力に心から敬意を表します。病棟でチーム医療に貢献する薬剤師が診療報酬上評価され、全ての病院が入院基本料の加算対象になったのは初めてであり、医療において薬剤師がますます大きな力を発揮するインセンティブになるものと確信しております。

病棟薬剤業務実施加算は入院基本料の加算として位置づけられ、「実施上の留意事項の通知」にある「A244 病棟薬剤業務実施加算」と「基本診療料の施設基準等の通知」にある「第26の3 病棟薬剤業務実施加算」などで、その実施にあたって留意すべき事項が詳細に規定されています。これから出される、「事務連絡(Q and A)」でも具体的事例に対する方針が出されます。

各病院ではこの「通知」を詳細に検討して、病院管理者とも十分打ち合わせをして、しっかりした病棟業務が実施可能な薬剤部の体制を構築してください。病棟業務を実施できる薬剤師の配置を行うことが重要であると考えます。さらに病院の規模、専門性などによって実施すべき内容も変わってくると考えられますので、自分の病院でどのような病棟業務を実施するかについても、病院長など管理者側や医師、看護師などと十分に話し合いをすることも重要です。

また、従来通り算定することが出来る薬剤管理指導業務と峻別することも重

要です。

次回の改定に向けた中医協答申書の付帯意見には「薬剤師の病棟業務（療養病棟又は精神科病棟における業務を含む）について調査・検証を行う」ことが明記されていますので、最大限の努力とアウトカムの出る検証可能な業務展開を実施することを要請します。

このチャンスを生かし、病院薬剤師の専門性を飛躍的に向上させ、患者さんを含む医療チーム内の信頼を揺るぎないものにすることを心から期待します。